

監査公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

平成 29 年(2017 年) 5 月 1 5 日

湖南省監査委員 渡 邊 悦 夫
同 望 月 卓

随 時 監 査 結 果

(公の施設指定管理)

第 1 監査の概要

1) 監査の実施日

- ・平成 29 年 3 月 22 日

2) 監査対象

- ・建設経済部 都市政策課（野洲川親水公園）・商工観光労政課（湖國十二坊の森）
- ・健康福祉部 社会福祉課（社会福祉センター）

第 2 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたり、担当課が所管する諸施設の中で、指定管理者制度に基づく基本協定書及び単年度協定を締結して指定管理料により管理運営している施設から対象を抽出して、随時監査資料（指定管理者監査）様式に基づき作成し必要資料の写し等を添付し提出を求めた書類により担当課職員から説明を聴き取り、公の施設管理業務がそれぞれの「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」に基づき業務が遂行できているか監査を行った。

第3 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、概ね適正であったと認められるが、一部注意すべき事項が見受けられるので下記に記述する。

1) 各施設共通

- ・各施設の「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」に記載のある管理者が作成する書類、提出物の内容を十分にチェックできていない施設があるので、細部について十分把握し、作成書類及び提出書類を精査すること。